

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部改正(案)について

1 趣旨

(1)神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の概要

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則は、半世紀以上前の大量生産・販売・消費の時代を背景として、消費者被害やオイルショックによる物価高騰を契機に昭和49年に制定された「神戸市民のくらしをまもる条例」の施行に関し、必要な事項を定めるものです。

(2)課題

制定から50年の間に適宜改正してきたものの、消費者の価値観や商品・サービスの多様化、消費者保護に関する法制度の進展、事業活動の広域化といった社会情勢の変化に、現在の規定が十分に対応できていない側面があります。

(3)改正の趣旨

上記を踏まえ、時代に即した分かりやすい規定になるよう見直します。

なお、「神戸市民のくらしをまもる条例の一部改正(案)」についても、神戸市民(市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方)を対象に本件と同時に意見募集をしています。

2 改正の概要

(1)クリーニングの取扱上の注意表示義務の削除

| | |
|-----|---|
| 現状 | クリーニング事業者に対して、石油系溶剤でドライクリーニングした洗濯物について、残留溶剤による皮膚障害を未然に防ぐため、取扱上の注意を表示するよう義務付けています。 |
| 課題等 | クリーニング事業者の溶剤残留防止の取り組みや、乾燥技術の向上により、現在では義務付けの必要性は低いと考えられます。 |
| 見直し | 以下の規定を削除します。 ・第3条(事業者の商品または役務に係る必要な措置) ・別表第1 |

(2)商品・役務の表示義務の削除

| | |
|----|--|
| 現状 | 商品・役務について規則で定める事項の表示を事業者に義務付けています。 例) 【商品】 オープン 【表示】 使用上の注意 |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| 課題等 | <p>制定当時は、事業者や消費者に対し使用方法や保存方法などについて注意喚起する効果がありましたが、以下の理由により、現在では意義が薄れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他法令等により表示義務がある ・他の主務官庁等により監督されている ・消費者の知識の向上等により表示がなくとも支障がない |
| 見直し | <p>以下の規定を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条（商品の表示事項） ・第7条（役務の表示事項） ・第8条（商品および役務の表示の方法等） ・別表第2～第4 |

(3) 単位価格表示義務の緩和

| | |
|-----|---|
| 現状 | <p>売り場面積300㎡以上の小売事業者と消費生活協同組合に、規則で定める商品の単位価格表示を義務付けています</p> |
| 課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・単位価格表示を義務付ける商品が自治体によって異なるため、広域事業者は、店舗の所在地毎に条例を確認する必要があります。 ・制定当時は価格が商品選択における主要な価値基準でしたが、現代では価格だけでなく品質や機能など価値基準が多様化しています。 ・食品については食品表示基準において内容量表示が義務付けられているため、例えば単位価格表示がなくても消費者が単位価格を確認することができます。 |
| 見直し | <p>以下の規定を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条（単位価格表示） ・別表第5 |

(4) 役務料金の表示義務の削除

| | |
|-----|--|
| 現状 | <p>理容所・美容所の開設者及びクリーニング業者に対し、規則で定める役務の料金を表示することを義務付けています。</p> |
| 課題等 | <p>厚生労働省が定める生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興指針において、「店外など消費者の見やすい場所にメニューとサービスごとの料金を明示すべき」と規定されており、本規定と重複しています。</p> |

| | |
|-----|---|
| 見直し | <p>以下の規定を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10条（役務料金の表示） ・ 別表第6 |
|-----|---|

(5)保証表示及び金銭消費貸借契約書等の交付に関する規定の削除

| | |
|-----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則で定める商品について、品質等を保証する旨を表示するときに、事業者が表示しなければならない事項を規則で定めています。 例) 【商品】 ミシン・PC等 【表示】 無料保証期間や申出先等 ・ 規則で定める金融業者に対し、金銭消費貸借契約書や弁済時の受取書等を消費者に交付することを義務付けています。 |
| 課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者が行う保証表示は条例を根拠としたものではなく、コンプライアンスや顧客サービスの一環として行われています。 ・ 公正競争規約により保証表示事項を定める業界もあります。 ・ 金銭消費貸借契約書等については、監督省庁が定める指針等により交付が義務付けられており、本規定と重複しています。 |
| 見直し | <p>以下の規定を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第11条（保証表示） ・ 第12条（金銭消費貸借契約書等の交付） ・ 第13条（受取書等交付の省略） ・ 別表第7・第8 |

(6)過大包装基準等の削除

| | |
|-----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過大包装の基準を定めています。 ・ 消費者からの申し出に基づき、過大包装に該当するかどうか判定することとなっています。 |
| 課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の多様化や包装技術の進歩により、基準から外れても消費者にとって不利益とは言えないケースがあります。 ・ 過去10年間で違反として指導・勧告・公表した事例はありません。 |
| 見直し | <p>以下の規定を削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第19条（過大包装の基準） ・ 第20条（過大包装の判定） |

(7) 不当な取引行為の要件の追加(別表第9第41号)

| | |
|-----|---|
| 現状 | 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭による行使を認めたにもかかわらず、書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張することを不当な取引行為として禁止しています。 |
| 課題等 | 電子メールなどを利用できない消費者が不当な扱いを受けることがないようにする必要があります。 |
| 見直し | 「書面によらないことを理由として」を「書面又は電磁的記録によらないことを理由として」と改正します。 |

3 改正の時期

令和7年3月

4 施行期日

令和7年4月1日